⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を製造できると日本年金機構が判断した資料及び入札書を提出した入札者であって、日本年金機構の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Deputy of President : Yutaka Oikawa, Procurement Department, Japan Pension Service
⑵　Classification of the services to be procured : 6
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Total 4,802,000 copies of making of two points of brochure “viewpoint guide (for the one younger than 50 years) of the pension regular service” outside
⑷　Performance period : From date of contract through 7 February, 2018
⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　It must be a person who doesn’t correspond to the person and the bankrupt who doesn’t have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn’t correspond to the person who doesn’t perform a contract.
③　Have the Grade A, Grade B or Grade C in “Manufacturing” in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2016, 2017, 2018
④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　Prove to have no false statement in tendering documents
⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions
⑺　Time-limit for Tender : 3 : 00 PM, 7 February, 2017
⑻　Contact point for the notice : Arisa Munakata, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 12 月 16 日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　髙田　昌行
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14
○第 26 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京国際空港Ｂ滑走路北側エプロン他舗装等工事（その２）
⑶　工事場所　東京都大田区羽田空港　東京国際空港内
⑷　工事内容　本工事は、東京国際空港Ｂ滑走路北側エプロン他の土工、撤去工、舗装工、排水工、標識工、緑地工、ケーブルダクト工、付帯施設工及び仮設工を施工するものである。
⑸　工期　契約締結日から平成30年２月28日まで
⑹　本工事は、入札時に「技術提案（ＶＥ提案等の技術提案）及び（工事全般の施工計画）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の試行工事である。
また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。
⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、平成28年12月29日から平成29年１月18日までの間は電子入札システム停止のため、電子入札システムを利用することができないことに留意すること。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。
⑼　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。（詳細は入札説明書による。）
⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。
⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。
なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等舗装工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等舗装工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,050点以上の者であること。（⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、客観点数が1,050点以上の者であること。）